

適時開示体制概要書  
(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成18年11月24日

東急リアル・エステート投資法人  
(コード番号 8957)  
執行役員 堀江正博



東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社  
代表取締役執行役員社長 堀江正博



東急リアル・エステート投資法人及び東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社の運用資産等に関する適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

東急リアル・エステート投資法人（以下、本投資法人）は、投資主価値の最大化を究極の目的とし、成長性、安定性、及び透明性の確保を目指して資産運用を行うことを、基本方針として投資法人規約に定めています。このうち透明性の確保については、法定開示に加えて投資主にとって有用かつ適切と判断される重要な情報を、積極的かつタイムリーに開示するものとし、開示規則を制定しています。

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律上の投資法人であり、資産運用委託契約に基づき、適時開示の実施を含む資産の運用に係る業務等を東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社（以下、資産運用会社）に委託しています。資産運用会社は、本投資法人の開示規則に則った開示方針及び開示規程を制定しています。開示方針は、運用ガイドラインに定められており、本投資法人のウェブサイトに掲載しています。（別紙1参照）

本投資法人、資産運用会社及び本投資法人の運用資産等の発生事実のうち適時開示の対象となる情報は、資産運用会社の開示規程に基づきIR部長に集約されます。IR部長は開示委員会を招集し、同委員会において当該情報の開示に関する対応を審議し、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例（以下、不動産投信特例）及び資産運用会社の開示規程に基づき代表取締役社長が情報開示の内容、方法等を決定します。本投資法人役員会の承認を必要とするものについては、その承認を得ます。（別紙2参照）

本投資法人、資産運用会社及び本投資法人の運用資産等の決定事実のうち適時開示の対象となる情報の開示は、不動産投信特例及び資産運用会社の開示規程に基づきIR部長が実施し、代表取締役社長に情報開示の内容、方法等を報告します。

本投資法人の決算情報のうち適時開示の対象となる情報は資産運用会社の開示規程に基づき経営企画部長が作成し、開示については不動産投信特例及び資産運用会社の開示規程に基づきIR部長が実

施し、代表取締役社長に情報開示の内容、方法等を報告します。本投資法人役員会の承認を必要とするものについては、その承認を得ます。

資産運用会社においては、内部監査部門として、内部監査の計画策定、実施等を所管する監理部を設置し、内部管理態勢の向上を図っています。

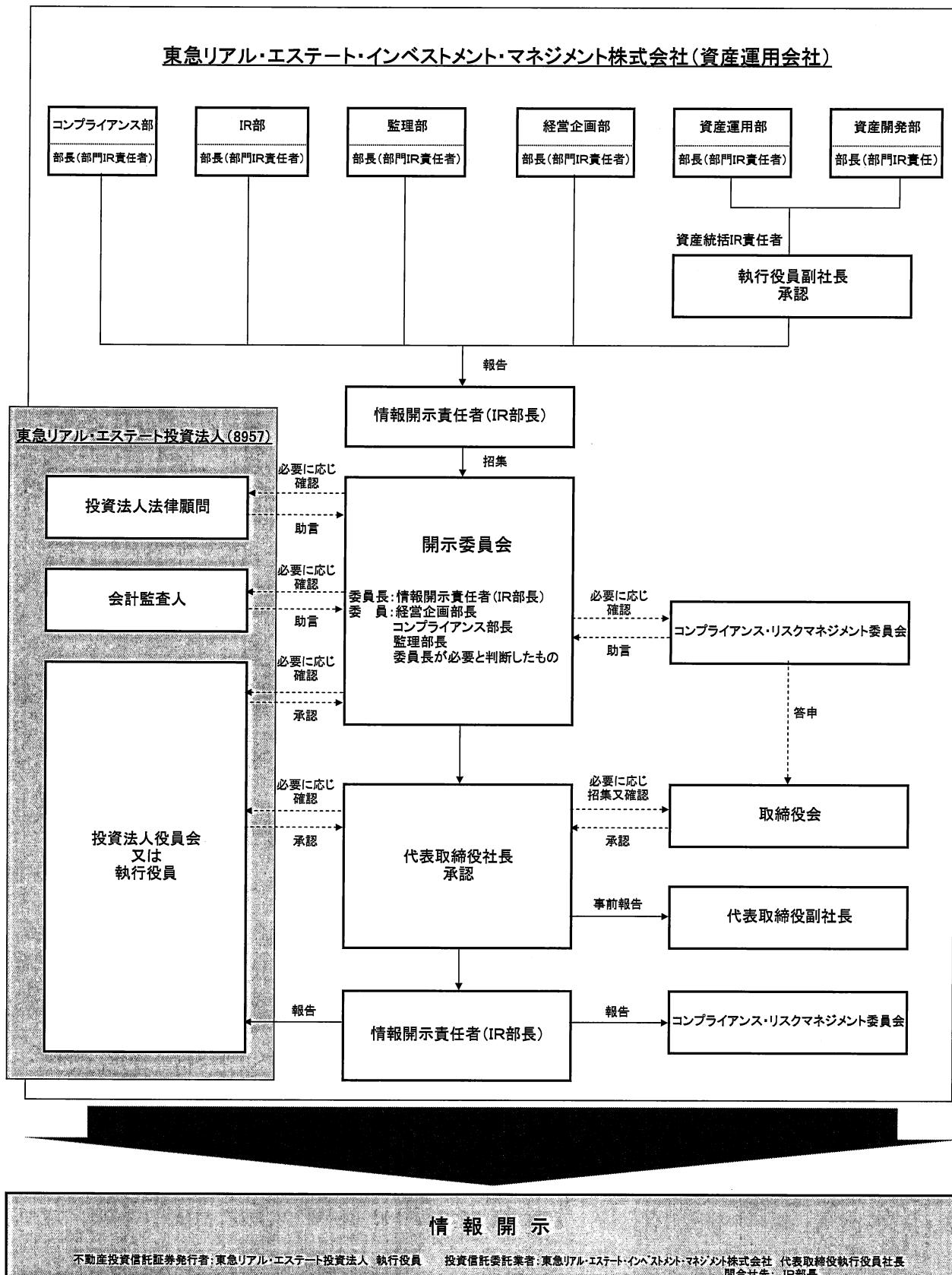
また、取締役会の諮問機関として、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、法令遵守等に関する重要な事項について審議を行い、取締役会に対して答申する体制を整えています。なお、資産運用会社の監査役は、情報開示体制が適時適切に運用されているかを監視します。

本投資法人執行役員は、資産運用会社 I R 部長から適時開示を含む全ての開示情報について報告を受けます。また、執行役員または監督役員は必要に応じて情報開示の実施状況の妥当性について調査を行うこととし、投資者の視点に立った適時開示態勢の確保に努めています。

以 上

## 開示方針

- ・ 本投資法人は、透明性を確保するため、法定開示に加えて、投資家にとって有用かつ適切と判断される重要な情報を、積極的かつタイムリーに開示する。
- ・ 本投資法人は、正確な情報を、公平かつ分かり易く開示するよう努める。
- ・ 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律、その他の法令等（東京証券取引所の不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例を含む）及び資産運用会社の開示規程を遵守する。



\*現在、執行役員は、代表取締役社長を兼務している(投信法13条に基づき金融庁長官より兼職の承認済み)

\*監理部長は、資産運用会社の情報開示体制の内部監査を実施する

\*コンプライアンス部長は、情報開示体制に關し法令遵守状況等をチェックし、必要に応じてコンプライアンス・リスクマネジメント委員会の招集を提起する

\*資産運用会社の監査役は、情報開示体制が適時適切に運用されているかを監視する